

2014年2月25日

## 答申ポイント整理

「将来に向けて開かれた街、開かれた審議会！ 瑞穂市」

### 1. 審議会等の委員の選任に関し、市職員の審議会等への委員としての参加を制限する。

現状) 市職員が委員として参加している割合は委員全体の10.7%である。

留意点) 行政担当者としての専門的・経験的知見が求められる場合もある。

市民が行政に主体的に参加するという理念に鑑み、現在の数字より少しでも低い割合を目指すよう答申する。

### 2. 公募委員割合の目標水準を現行の「2割」から「3割」に引き上げる。

現状) 実態調査によると355委員中、26名が公募委員である。公募制度を導入していない機関が19ある。

留意点) 公募制になじまない理由がある。

市民参画、市民協働推進の立場から、「3割」を目標とするよう答申する。

### 3. 公募の方法について見直しする。

現状) 「選考委員会」が委員を選考する際の詳細な方法や手段について何も決めていない。

留意点) 応募の秘密保持、公正な選考の実施が不可欠となる。

「選考委員会」の役割を定め、選考基準の明確化を徹底するよう答申する。

(審議会ごとに選考方法を吟味し、場合によっては面接や小論文などの方法も加えるのが望ましい。また、学生委員枠の設置も検討してほしい。)

### 4. 審議会等の委員の若返りを図る。

現状) 委員全体の平均年齢は62.2歳、最も若い委員は29歳、一番ご高齢の委員は85歳となっている。

留意点) 年齢についておおざっぱな一般論は危険。

「若年層の積極的な市政への参加」は将来の瑞穂市の展望を切り開くという視点から重要なので、具体的なプランを示し、答申する。

### 5. 審議会の開催時間を見直す。

現状) 審議会ごとで異なる。

留意点) 募集の段階で決めるのは難しい。

特定の審議会に限定して、決まった曜日・時間をあらかじめ設定するよう答申する。

6．審議会等委員の兼職を3つ以内に制限する。

現状) 実態調査によると、4機関以上兼職している委員が13名、最高で12の機関を兼職している委員もいる。

留意点) 充て職、その他各組織内部の事情も勘案する必要がある。

より多くの市民が審議会等に参加するために、1人の者が兼ねることができる審議会等の委員は3つ以内に制限する旨答申する。

7．審議会等の委員の任期を制限する。

現状) 再任制限の規定はない。

留意点) 文化財保護審査会のような特殊なものは除いて考える必要がある。

10年を超える期間継続して任命しない旨答申する。

8．審議会等運営のためのガイドラインを作成する。

現状) 市の要綱に則っている。

留意点) 各審議会の特性に配慮しながら統一的な基準を作成する必要がある。

審議会等を統一的に運用していくためのガイドラインを作成するよう答申する。

9．審議会等、または委員の公募に関する広報を積極的に行う。

現状) 市のHPその他で行っている。

留意点) 多くの市民が情報を得られる具体的な方法を考える。

従来の「広報みずほ」だけでなく、ケーブルTV、ラジオ放送などのメディアを通じた広報などで、審議会における審議の要点を紹介したり、審議会等委員の公募情報を伝えるなど、市民への周知徹底を図るよう答申する。

10．いっそうの情報公開を進める。

現状) 外部監査などにより情報公開は少しずつ前進している。

留意点)